

統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き

平成 24 年 3 月 26 日

改正 令和元年 5 月 1 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 我が国の統計調査員制度について | |
| 1 統計調査員制度の沿革 | 2 |
| 2 現行の統計調査員制度の概要 | |
| (1) 統計調査員の法的位置付け・役割等 | 3 |
| (2) 統計調査員の身分 | 3 |
| (3) 統計調査員の報酬(統計調査員手当) | 7 |
| (4) 統計調査員の災害補償 | 7 |
| (5) 統計調査員の表彰制度 | 8 |
| (6) 統計調査員確保対策事業 | 8 |
| II 統計調査員の量・質の確保・向上を図るための具体的方策 | |
| 1 統計調査員の役割等に係る周知・広報 | 13 |
| 2 統計調査員の募集 | 15 |
| 3 登録調査員の登録・管理 | |
| (1) 登録調査員の登録・抹消基準の設定 | 17 |
| (2) 登録時における面接の実施 | 19 |
| (3) 登録調査員の管理 | 21 |
| 4 登録調査員等に対する研修等 | |
| (1) 登録調査員に対する基礎的知識の付与等 | 23 |
| (2) 登録調査員等を対象とする研修内容・方法の充実 | 24 |
| 5 統計調査員活動に関する評価の実施 | 29 |
| 6 市区町村に対する統計調査員の計画的な確保に資する 情報提供 | 32 |
| 7 その他 | 33 |

I 我が国の統計調査員制度について

はじめに

統計調査員（以下、特段の記載のない限り、「統計調査指導員」（注）を含む。）は、統計調査の実施に当たり、報告者に対する調査の依頼、調査票の配布・取集及び検査等の業務に従事しており、統計調査の円滑な実施と統計の正確性を確保する上で重要な役割を担っている。

（注） 「統計調査指導員」は、統計法（平成19年法律第53号）第14条に規定する統計調査員の一類型であり、「統計調査員」に対する指導、調査票その他調査関係書類の検査及びこれに附随する事務を行っている。なお、「統計調査指導員」の身分・処遇については、「統計調査員」と同一である。

近年の急激な社会・経済情勢の変化は、統計に対する需要の増大や調査内容の複雑化・専門化をもたらしているほか、①プライバシー意識の高まりによる統計調査に対する協力意識の低下、②オートロックマンションや単身世帯の増加に伴う面接困難世帯の増加、③報告者負担の軽減に対する要請の高まり、また、④平成17年4月1日から全面施行された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）への過剰反応など、統計調査を巡る環境は、一層厳しさを増している。

一方、大規模な周期統計調査を中心として、統計調査員の量的な不足が生じているほか、①比較的若い統計調査員が新規に登録されることが少ない、②面接技法等に習熟し、業務を的確にこなせる統計調査員が不足しているなど質的な面での問題も従来から指摘されている。

このようなことから、総務省政策統括官（統計基準担当）（当時は総務省統計局統計基準部）では、地方公共団体（都道府県・市区町村）が統計調査員の量・質の確保及び向上を図るための取組を推進する際の参考とすることを目的として、平成16年12月に「統計調査員の量・質の確保・向上を図るためのガイドライン」（平成16年12月28日総務省統計局統計基準部。以下「ガイドライン」という。）を作成し、各地方公共団体に送付するとともに、各府省に対しても地方公共団体への支援等を要請したところである。

その後、統計法に基づき策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、①統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、周知の推進を図ることや、②統計調査員の処遇改善等について検討・実施することが掲げられたことを踏まえ、その具体的方策を検討するため、総務省政策統括官（統計基準担当）が事務局となって設置した、「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）における検討事項の一つとして、統計調査員の確保・育成方策についても検討を進めてきた。

また、ガイドラインの策定以降、地方支分部局を通じて自ら統計調査員を確保・育成することとした調査実施省が生じたことや、市区町村合併の進展に伴い地方公共団体における統計調査員の確保・育成に係る取組体制にも変化が生じている。このため、関係府省及び地方公共団体の協力を得て、WGにおいて、実状の変化を踏まえつつ検討を行った結果、ガイドラインの再編・充実等を行うことが必要との結論に至り、今般、従来

のガイドラインを廃止して、新たに本編を作成し、各府省及び地方公共団体に送付することにより、更なる取組の推進に資することとしたものである。

このようなことから、総務省政策統括官（統計基準担当）、調査実施省及び地方公共団体は、統計調査員の量・質の確保・向上を図るため、相互に連携を図りつつ、本編を踏まえた取組をより一層積極的に行うよう、努めることが望まれる。

I 我が国の統計調査員制度について

統計調査の円滑な実施と統計の正確性を確保する上で重要な役割を担う統計調査員に関する関係者の理解や認識が必要不可欠であることから、始めに、我が国の統計調査員制度の概要を示した後、地方公共団体において、質の良い統計調査員の確保や統計調査員に求められる専門的知識等の習得など質的な向上に向けた取組を進める上で効果的と考えられる方策等を示すこととする。

1 統計調査員制度の沿革

(1) 我が国では、国勢調査施行令（大正7年勅令第358号）において、「市町村ニ国勢調査員ヲ置ク」と規定され、大正9年の第1回国勢調査で我が国最初の統計調査員として全国に約27万人の国勢調査員が置かれて以降、各省の統計調査においても統計調査員が置かれることが多くなった。

(2) その後、昭和22年に制定された統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第12条第1項において、「政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる」と規定され、さらに、旧統計法を全部改正し平成21年4月から全面施行された統計法第14条においても、「行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる」と規定され、今日に至っている。

なお、統計法に基づき設置される統計調査員は、基幹統計調査の実施のために置かれる統計調査員を指すが、これは基幹統計調査における統計調査員の重要性を踏まえて規定しているものであり、一般統計調査についても統計調査員を設置して実施することを妨げるものではない。

(3) また、統計調査員制度に関しては、戦後における統計調査体系や統計機構の整備に伴い、その報酬や公務災害補償等について改善の必要性が指摘されたことを受け、旧統計法下の数次にわたる統計審議会の答申等を踏まえて統計調査員の身分、処遇等について逐次改善が図られ、現在に至っている。

(4) なお、上記(2)のとおり、統計法上の統計調査員は基幹統計調査に従事する統計調査員を指すが、以下、本編における統計調査員に係る内容については、一部を除き、一般統計調査の統計調査員を含めたものとなっている。

2 現行の統計調査員制度の概要

(1) 統計調査員の法的位置付け・役割等

ア 統計調査員の法令上の設置根拠については、上記1－(2)のとおりであり、また、その職務については、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める」(統計法第56の2条)と規定されていることを受けて、基幹統計調査ごとに定められる命令(調査令や調査規則)により規定されている。

イ また、基幹統計調査に従事する統計調査員については、実地調査に当たり、調査結果として得られた報告内容について、報告者に疑義照会を行っても疑義が解消されない場合や報告自体が得られない場合などに、正確な報告を確保するため、「行政機関の長は、……(中略)、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」(統計法第15条第1項)と規定されている。

ウ さらに、統計調査員については、一般統計調査に従事する者を含め、秘密保護の実効性を担保するため、統計法第41条で守秘義務が課せられているほか、統計法第57条第1項第2号において、第41条の規定に違反し、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした場合には、「2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」旨が規定されている(注)。

(注) 行政機関が保有する個人情報については、基本的に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)が適用されるが、統計調査により収集される情報に含まれる個人情報については、統計法においてその取扱いに必要な規定がなされているため、統計法第52条により、同法の適用が除外されている。

(2) 統計調査員の身分

統計調査員は、調査の都度任命される公務員であり、任命期間中は、国や都道府県に勤務する職員と同様に公務員の身分を有する。ただし、その業務が一時的なものであるため、非常勤の公務員とされている。

統計調査員の任命権者は、原則として、統計調査の実施者であるが、国が地方公共団体の長に委託して実施する統計調査の統計調査員については、総務大臣が任命する国勢調査の統計調査員など一部の統計調査の統計調査員を除き、任命権者は都道府県知事となっている(注)。

(注) 都道府県知事以外の者が任命権者となるものとしては、上記の国勢調査の統計調査員以外に、①国の地方支分部局の長が任命するものとして、都道府県労働局長が任命する賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の統計調査員、地方農政局長等が任命する農林業センサス(農山村地域調査部分)を始めとする農林水産省所管の統計調査の統計調査員、経済産業局長が任命する経済産業省生産動態統計調査及びガス事業生産動態統計調査の統計調査員(ともに経済産業省)があるほか、②地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長、第252条の22第1項の中核市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が任命する国民生活基礎調査(厚生労働省)の統計調査員がある。

なお、一部の調査では、都道府県が地方自治法第252条の17の2第1項の条例(以下「事務処理特例条例」という。)により、市町村に統計調査員の設置に関する事務の権限を移譲できるとされている。

また、統計調査員の身分は、その任命権者によって異なり、国（大臣又は地方支分部局の長）が任命する統計調査員は非常勤の国家公務員、都道府県知事（一部の調査では市町村長を含む。）が任命する統計調査員は非常勤の地方公務員となっている。

（統計調査員の身分が公務員であることについて）

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）においては、国家公務員についての明確な定義規定は置かれておらず、ある職が国家公務員の職に属するかどうかを決定する権限については、人事院が有するとされている（国家公務員法第 2 条第 4 項）。

人事院は、国家公務員か否かについて判断する際の基準（メルクマール）として、①国の事務に従事していること、②国の任命権者によって任命されていること、③原則として国から給与を受けていることとしている。

一方、地方公務員については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条において、「地方公共団体のすべての公務員」を地方公務員と定義し、原則として、地方公共団体の公務員として任命行為が行われ、地方公共団体の事務に従事し、地方公共団体から労務の提供の対価としての給与を受けている者を地方公務員とする（新行政法辞典（株ぎょうせい））こととされており、基本的な考え方は人事院の判断基準と同様である。

（一般職の国家公務員の営利事業への関与の制限免除について）

都道府県知事（一部の調査では市町村長を含む。）が任命する統計調査員については、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号により特別職という位置付けがなされており、同法第 4 条第 2 項により、法律に特別の定めがある場合を除き、特別職は同法の一般的な適用を受けないこととされているため、営利事業への関与の制限は受けず、営利事業に従事しながら調査員活動を行うことができることとされている。

一方、国（大臣又は国の機関の長）が任命する統計調査員については、国家公務員法第 2 条第 2 項及び第 3 項により一般職として扱われているため、本来、営利事業への関与を制限する国家公務員法第 103 条等が適用されることとなる。しかしながら、統計調査員は一定の期限に限って臨時的に任命されるものであり、一般職の国家公務員が受ける制約等をそのまま課すことは適当ではないことなどから、国（大臣又は国の地方支分部局の長）が任命する統計調査員についても、人事院規則 14-8（営利企業の役員等との兼業）第 6 項等により、営利事業への関与の制限は免除され、営利事業に従事しながら調査員活動を行うことができることとされている。

これは、統計調査員として選任を希望する者（以下「統計調査員希望者」という。）が仮に職を有していてもそれを辞すことなく統計調査員になることができることを意味するものであって、当然のことながら、実査等において、報告者に対し、調査活動を行いながら同時にセールス活動等を行うことは、統計調査への信頼性の確保の観点から、厳に慎むべきものである。

(一般職の地方公務員が統計調査員を兼職する場合について)

統計調査の実施に当たり、一般職の地方公務員が統計調査員に任命されることがあるが、この場合、報酬を得て統計調査員としての職務に従事することとなるため、地方公務員法第38条第1項に基づき、当該地方公務員の任命権者の許可を受けることが求められる。

また、当該地方公務員が本来の勤務時間内に、統計調査員としての職務を行う場合には、同法第35条に基づき、その任命権者から、職務に専念する義務の免除を受ける必要がある。

なお、一般職の地方公務員が統計調査員を兼職する場合における本務に係る給与と調査員報酬との関係については、以下の点に留意することが必要とされている。

- ① 一般職の地方公務員が、一般職の国家公務員の身分を有する統計調査員となる場合には、地方公務員法第24条第4項により、給与と重複して調査員報酬を受給してはならないこととされている。
- ② 一般職の地方公務員が、特別職の地方公務員の身分を有する統計調査員となる場合については、地方公務員法上に規定はなく、調査員報酬を受給することは可能である。しかしながら、本来の勤務時間内に統計調査員としての職務に従事した場合にあっては、職員としての給与が一定の勤務時間における労働への対価として支払われるものであることを考慮すれば、統計調査員として従事した時間帯分について、給与と調査員報酬を重複して受給することは適当でないことから、重複時間帯分については、調査員報酬の給付を受け、本務に対する給与を減額調整すべきとされている。

なお、基幹統計調査に従事する統計調査員の身分及びその判断基準について整理すると、表1のとおりであり、一般統計調査に従事する統計調査員についても、これに準じて判断される。

表1 基幹統計調査に従事する統計調査員の身分及びその判断基準について

| <p style="text-align: center;">身分 基準</p> | <p style="text-align: center;">一般職の非常勤の国家公務員とされているもの (国勢調査、賃金構造基本統計調査、農林業センサス(農山村地域調査部分)等農林水産省所管の統計調査、経済産業省生産動態統計調査(一部)及びガス事業生産動態統計調査の統計調査員に任命された者)</p> | <p style="text-align: center;">特別職の非常勤の地方公務員とされているもの (左記以外の統計調査の統計調査員に任命された者)</p> |
|--|---|---|
| <p>国(地方公共団体)の事務に従事していること</p> | <p>統計法第5条及び第56条の2に基づき国勢調査、賃金構造基本統計調査、農林業センサス(農山村地域調査部分)等農林水産省所管の統計調査、経済産業省生産動態統計調査及びガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事</p> | <p>統計法第16条及び第56条の2並びに統計法施行令(平成20年政令第334号)第4条に基づき左記以外の各統計調査に関する事務に従事</p> |
| <p>国(地方公共団体)の任命権者によって任命されていること</p> | <p>①国勢調査 総務大臣が任命(国勢調査令で規定) ②賃金構造基本統計調査 都道府県労働局長が任命(同調査規則で規定) ③農林業センサス(農山村地域調査部分)等農林水産省所管の統計調査 地方農政局長等が任命(同調査規則で規定) ④経済産業省生産動態統計調査(一部)及びガス事業生産動態統計調査 経済産業局長が任命(同調査規則で規定)</p> | <p>都道府県知事(注)が任命(それぞれの調査の規則(省令)に基づき都道府県知事(注)が任命) (注)一部の調査では、指定都市の長、中核市の長及び保健所を設置する市又は区の長が任命する場合があるほか、都道府県が事務処理特例条例により、市町村に調査員の設置に関する事務の権限を移譲できることとされている。</p> |
| <p>国(地方公共団体)から給与を受けていること</p> | <p>一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第22条に基づき国が支給</p> | <p>地方自治法第203条の2に基づき都道府県知事が支給</p> |

(3) 統計調査員の報酬（統計調査員手当）

ア 国家公務員又は地方公務員たる統計調査員には、一般職の職員の給与に関する法律第 22 条又は地方自治法第 203 条の 2 による都道府県の非常勤職員の給与に関する条例の規定に基づき、報酬が支給されている。

イ 統計調査員手当（日額単価）については、昭和 39 年 7 月 24 日の統計審議会答申（「諮問第 71 号の答申（二） 統計調査員に関する制度の改善について」）において、1 日 8 時間労働として、当時の国家公務員の行政職俸給表（一）の 7 等級 2 号俸の給与に相当する額（これを日額換算した額）が適当であり、統計調査員手当を給与又は賃金とみなし、今後は公務員給与の改定にスライドさせるのが妥当とされたところである。現在の統計調査員手当については、昭和 60 年度及び平成 17 年度に人事院が行った等級号俸の切り替え措置により、行政職俸給表（一）の 1 級 25 号俸が基礎となっている。

これを踏まえ、統計調査員手当については、毎年、関係省間で事前調整の上で決定した各省統一の単価により、財政当局に対して予算要求を行うものとし、その後、財政当局による査定を受け、さらに、国会における予算審議を経て決定されている。

各府省では、上記で決定された統計調査員手当を基礎とし、各調査ごとにそれぞれ必要となる業務量を勘案して設定した稼働日数を乗じて算出した額を報酬として統計調査員に支給している。

(4) 統計調査員の災害補償

ア 統計調査員は、上記（2）のとおり、非常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を有するため、任命期間中に災害（交通事故等）に遭った場合には、国家公務員の身分を有する統計調査員に対しては国が国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）に基づき、また、地方公務員の身分を有する統計調査員に対しては都道府県が地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条第 1 項に基づく条例（例えば、議会の議員その他非常勤の職員の災害補償に関する条例等）に基づき、公務災害補償費を支給している。

イ なお、都道府県が条例に基づき統計調査員に支給した補償費については、統計調査員の従事する業務が国の委託によるものであることを踏まえ、国が負担することとして、統計調査員公務災害補償費交付要綱（昭和 46 年 3 月 22 日行政管理庁長官決定。平成 21 年 2 月 19 日全部改正）に基づき、都道府県からの請求に応じ、その経費の全部又は一部を総務省から都道府県に交付（補填）している。

この場合の交付（補填）の対象となる統計調査は、国の行政機関が都道府県知事に委託して行う、①統計法第 9 条第 1 項の規定により総務大臣の承認を受けた基幹統計調査、及び②同法第 19 条第 1 項の規定により総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

(5) 統計調査員の表彰制度

特に功績の顕著な統計調査員に対しては、叙勲や藍綬褒章が贈られているほか、調査実施者でもある総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣から、それぞれの統計調査について功績のあった者に対して表彰が行われており、また、これとは別に、都道府県知事や一部の市長等による表彰も行われている。

(6) 統計調査員確保対策事業

ア 統計調査員確保対策事業の経緯等

(ア) 社会・経済情勢の変化に伴い、統計調査業務が複雑化・困難化し、また、調査環境の悪化が進み、大都市圏を中心として、統計調査員の確保の困難さが増してきたため、統計調査員を円滑に確保するための対策を講じることが必要となってきた。

(イ) このような中、昭和44年8月22日の統計審議会答申（「諮問第71号の答申（四） 統計調査員に関する制度の改善について」）において、「統計調査員の資質向上、選任難の緩和のため、調査員の登録制度を採用することは、極めて有効な手段と認められる。よって、国は適切な援助措置を講じ、この制度の普及推進を図るべき」とされたことを受け、総務省（当時は行政管理庁）では、国が実施する統計調査に必要とされる統計調査員の確保のため、昭和47年度から統計調査員確保対策事業（以下「確保対策事業」という。）を開始したところである。

(ウ) 確保対策事業は、当初、東京都、愛知県及び大阪府の3都府県（全域）を対象として開始されたが、その後、対象地域を順次拡大し、平成22年度には全市区町村を対象を拡大して、現在に至っている。

イ 確保対策事業の内容

現在、総務省政策統括官（統計基準担当）が実施している確保対策事業の具体的な内容は、以下の（ア）～（エ）のとおりである。

（ア）統計調査員希望者の登録

- ① 都道府県及び市区町村が行う国の統計調査の実施に際し、統計調査員希望者を登録する。
- ② 登録は、公募、推薦その他の方法により募集したものの中から登録者を選考し、その者の同意を得て行う。
- ③ 登録に際しては、氏名、住所その他都道府県知事が必要と認める事項を登録する。
- ④ 登録すべき数は、市区町村における登録基準数（注）を常時確保するよう努める。

（注） 登録基準数は、国勢調査を除く最大規模の統計調査の実施に際して必要となる統計調査員数の確保が可能となることを想定して設定しているものである。具体的には、経済センサス-基礎調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数に見合う数（平成22年度末時点で123,106人）を常時確保するよう努めることとしている。

なお、国勢調査では、約 81 万人の統計調査員が動員されている（平成 22 年度調査時点）。

- (イ) 都道府県及び市区町村では、登録された者（登録調査員）に対し、統計調査に対する熱意の保持及び実務知識の付与を図るため、統計調査員通信等を編集し、配布する。
- (ウ) 都道府県及び市区町村では、新規の登録調査員に対し、統計調査に関する基礎的な知識等の付与を図るため、「統計調査員のしおり」を交付する。
- (エ) 総務省政策統括官（統計基準担当）と都道府県又は市区町村では、登録調査員に対し、各種の統計調査に必要な実務知識の付与を目的とした集合研修を行う。

II 統計調査員の量・質の確保・向上を図るための 具体的方策

II 統計調査員の量・質の確保・向上を図るための具体的方策

1 統計調査員の役割等に係る周知・広報

都道府県及び市区町村は、統計調査員が円滑に調査活動を行えるよう、統計調査員の仕事が統計調査において重要な役割を担っていることに留意した周知・広報活動を積極的に展開し、統計調査員の社会的な認知度の向上に努めることが望ましい。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）及び調査実施省においても、都道府県及び市区町村と連携を図りつつ、所要の周知・広報活動に努めることが望ましい。

<統計調査員の果たす重要な役割等>

- 統計調査員の役割等に係る周知・広報に当たっては、以下ア～ウのとおり、統計調査員が統計調査において重要な役割を果たしていること等に十分に留意する必要がある。なお、国民が統計調査に安心して回答できる環境の整備を図る観点から、①国の統計調査であることが容易に認識でき、②秘密の保護に万全を期していることを証明するため、「政府統計の統一ロゴタイプ」を策定し、平成 24 年 4 月以降、国の統計においてはこれを使用することとしている。
- ア 調査の最前線において、いわば当該調査の顔として、報告者と直接接触し、調査への協力依頼や調査票の配布・収集など、統計調査の基本的かつ重要な業務である実査を担当する者であること。
- イ 調査票の高い回収率を確保するとともに、収集した調査票の記入内容の検査・確認を通じて、統計の正確性の確保に大きく寄与していること。
- ウ 調査票の配布・収集の過程で知り得た、報告者となる個人又は法人その他の団体の秘密については、統計に対する国民の信頼を確保する観点から、統計法により、統計調査員に対して厳格な守秘義務を課し、これに違反した場合は罰則を科すこととされており、このような方法により秘密の保護を図っていること。

<統計調査員の役割等に係る周知・広報の意義等>

- 国民の理解・協力の下、統計調査員が円滑に調査活動を行えるよう、上記の統計調査員の役割等について十分な周知・広報を行い、その社会的な認知度を高めることが重要である。
- また、統計調査員の社会的認知度が高まることにより、統計調査員のモチベーションや業務に対する自覚の向上にも繋がるほか、統計調査員希望者の裾野拡大を図るに当たり、統計調査員という仕事の存在及びその業務内容を広く知ってもらうきっかけにも成り得るものと考えられる。
- なお、統計の有用性等に係る周知・広報については、統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループが取りまとめた、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成 22 年 3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において対応方策が定められており、各府省は、統計調査結果の有用性に関する情報や、統計調査に報告しない場合に生じ得る可能性のある影響について周知・広報を図ることとされている。

＜統計調査員の役割等を認識してもらうための周知・広報＞

- 統計調査員の役割等を認識してもらうための周知・広報については、これまでも大規模な周期調査等の実施時に当該調査のPRに附帯する形で周知・広報を行うなど、各都道府県及び各市区町村で取組を行っているところもあるものの、特段の取組を行っていないところも少なからずみられ、必ずしも十分な周知・広報が行われているとは言い難い状況となっている。
- このため、都道府県及び市区町村はもとより、総務省政策統括官（統計基準担当）及び調査実施省においては、以下のア～ウに例示するような取組を始め、効率的・効果的な周知・広報方策について、工夫を凝らしつつ、積極的に取り組むことが重要である。

ア 総務省政策統括官（統計基準担当）及び調査実施省における取組

（ア）各調査実施省ごとの取組

- ① 各省のホームページ等の広報媒体を活用した広報等の実施
 - （i）調査実施のPRとの一体的な周知・広報の実施
 - （ii）統計の有用性等に係る周知・広報と一体化した効率的かつ継続的な周知・広報の実施
- ② 調査実施時における報告者への配布資料における周知・広報の実施
- ③ 各省の連携・協力の下、統計調査員の役割等をPRするためのポスター・リーフレット等の作成 など

（イ）都道府県及び市区町村に対する支援等

- ① 都道府県及び市区町村に対し、ホームページやポスター・リーフレット等に掲載する周知・広報用コンテンツの提供
- ② 都道府県及び市区町村に対し、積極的な取組を図るよう協力要請の実施 など

イ 総務省政策統括官（統計基準担当）、調査実施省、都道府県及び市区町村との連携による取組

（ア）都道府県及び市区町村のHPにおいて、各省ホームページ上における統計調査員の役割等に係る周知・広報ページへのリンクの貼付け

（イ）統計の日を中心とする各種行事の場等を活用した（注）、総務省政策統括官（統計基準担当）、調査実施省及び都道府県・市区町村が連携した集中的・一体的な周知・広報の実施 など

（注）例えば、総務省政策統括官（統計基準担当）が各府省等の協力の下で開催する統計データ・グラフフェアや、総務省政策統括官（統計基準担当）及び（財）統計情報研究開発センターが各府省、都道府県及び市区町村等の協力の下で開催する全国統計大会、また、各都道府県で開催する地方統計大会など

ウ 都道府県及び市区町村における取組

（ア）都道府県及び市区町村のホームページや広報誌等の各種広報媒体を活用した広報等の実施

- ① 調査実施のPRとの一体的な周知・広報の実施
- ② 統計の有用性等に係る周知・広報や下記2の統計調査員募集と一体化した効率的かつ継続的な周知・広報の実施

（イ）都道府県から管内市区町村に対し積極的な取組を図るよう協力要請の実施 など

2 統計調査員の募集

都道府県及び市区町村は、登録調査員を含む統計調査員の確保に当たり、地域の実情等も踏まえつつ、これまで講じてきた募集方法等のほか、可能な限り、募集方法の多角化を図るなど、更に工夫を凝らした取組を行うことが望ましい。

<統計調査員の募集における留意点>

- 大規模な周期調査等を中心に、統計調査員の量的な確保難のみならず、統計調査員の高齢化の問題も指摘されていることから、より幅広い世代を対象として統計調査員希望者の更なる裾野拡大を図るため、統計調査員の募集に当たっては、これまで講じてきた取組にとどまらず、更なる工夫を凝らした取組を行うことが必要と考えられる。
- 統計調査員の募集に当たっては、国が調査員調査方式により実施する統計調査の本数・規模には各年度によってばらつきがあること、また、毎月実施される調査は限られることから、統計調査員の業務については、年間を通じてフルタイムで従事するものではなく、社会的活動時間の一部分を統計調査業務に充てるという請負仕事の側面があり、その報酬によって生計を維持することは困難な面があることを十分に説明する必要がある。
- なお、平成 22 年度末現在の性別、年齢区分別の登録調査員数（「平成 22 年度統計調査員確保対策事業の現況」（総務省政策統括官（統計基準担当）作成）を見ると（「Ⅲ資料編」－「表 性別、年齢区分別登録調査員数（平成 22 年度）」を参照）、男性の登録調査員では定年退職した 60 歳以上の者が全体の 7 割超を占めるのに対し、女性の登録調査員では子育てから手が離れて比較的自由的な時間を有することとなった者と考えられる 40 歳代、50 歳代及び 60 歳代以上の年齢層で高い割合を占めている。

<募集の対象>

- 上記の点を考慮すると、恒常的に一定時間が拘束される職業等に就いている者や、生計を支える中心的存在である者を統計調査員として確保することは極めて難しいことから、例えば、①子育てから手が離れ比較的自由的な時間を有するようになった者、②定年退職後のセカンドライフの一部として統計調査員業務に従事することが期待できる年齢層の者、③自由業など比較的時間の融通が可能な職業の者が募集対象の中心になるものと考えられる。その他、若い世代を対象とする募集事例として、大学構内の掲示板等を利用し、大学生・大学院生を対象に募集を行っている事例も見られる。

<統計調査員の募集方法>

- 統計調査員の募集については、都道府県でも一部実施しているところがあるが、基本的には、都道府県の委託を受けた市区町村において、地域の実情等を踏まえつつ、それぞれの方法により、統計調査員を確保するための取組が行われている。

その具体的な取組状況をみると、公募は行わず、統計調査員や統計調査員経験者、自治会・町内会等からの推薦により統計調査員を確保しているところが少なからずみられる。しかし、このような推薦により確保される統計調査員については、公募で確保した統計調査員に比べて比較的質の高い者が多いとの意見が聞かれる一方、高齢者の割合が

高く、将来を見据えた新たな人材の開拓には繋がりにくいとの声も聞かれる。

- このため、都道府県及び市区町村においては、統計調査員の募集に当たり、地域の実情等も踏まえながら、これまで講じてきた募集方法や蓄積してきたノウハウ等も十分に活用するとともに、特に公募を行っていないところでは公募を積極的に実施することを含め、可能な限り、多様な募集方法を活用するなど、効果的な取組について更に工夫を凝らすことが重要である。

(募集方法の具体例)

ア 第三者による推薦

(ア) 統計調査員又は統計調査員経験者からの推薦

(イ) 都道府県職員又は市区町村職員からの推薦

(ウ) 自治会・町内会、商店街組合、商工会、住宅団地・マンションの管理事務所、農業協同組合、漁業協同組合等からの推薦

イ 公 募

(ア) 市区町村等のホームページや広報誌等における募集

(注) ホームページ等への掲載に当たっては、統計調査員の身分や業務内容、報酬、応募要件、応募方法等のみでなく、統計調査員の体験談や統計調査員が従事した調査結果の活用事例(なるべく身近なデータとして活用され馴染みのあるものが望ましい。)等も併せて掲載する(調査実施省及び都道府県のホームページへのリンクを含む。)など、ホームページを見た者が統計調査員業務に関心を持ち、応募しようとするインセンティブが働くような工夫を凝らすことが重要。

(イ) 町内会・自治会などの場を活用した統計調査員募集説明会の実施

(ウ) 大学構内の掲示板等を利用した大学生・大学院生を対象とする募集

(エ) 民間のアルバイト情報誌やフリーペーパー等による募集

ウ 市区町村の区域に設置されているシルバー人材センターとの連携・協力による統計調査員の確保

(注) シルバー人材センター事業は、定年退職後等に、臨時的かつ短期的な就業等を希望する 60 歳以上の健康な高齢者に対して、地域社会に密着した仕事を提供し、高齢者の就業機会を確保し、地域社会における福祉の向上と活性化に寄与することを目的としている。都道府県単位の組織であるシルバー人材センター連合が 47 都道府県に設置され、活動拠点として、各市区町村の区域に設置されているシルバー人材センターが同連合の会員となっている。

シルバー人材センターでは、家庭や事業所、官公庁等から、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供するほか、厚生労働大臣への届出により無料職業紹介事業を行うことができるとされている。

エ 前記Ⅱ－1の統計調査員の役割等に係る周知・広報とともに、統計調査員の募集について掲載したチラシやリーフレット等を作成し、都道府県及び市区町村の各種窓口や公共施設等における配布によるPRの実施

オ 国勢調査等の大規模統計調査に従事した統計調査員のうち、優秀と思われる者に対し、調査終了後も統計調査に引き続き従事してもらおうよう、統計調査員登録の勧奨

カ 都道府県及び市区町村において、人事担当部署等と連携・協力の下、退職公務員及び退職教職員の活用

キ 都道府県及び市区町村における各種モニター等の経験者の活用

ク 市区町村内において地域住民のためのボランティア等社会奉仕的な活動を行っているNPO(特定非営利活動法人)等の団体と連携・協力した統計調査員の確保

ケ 国、都道府県及び市区町村がそれぞれ独自に確保している登録調査員に対する相互登録の勧奨・呼びかけ など

＜都道府県及び市区町村における取組状況についての情報収集・共有の推進＞

- 調査実施省は、都道府県及び市区町村が統計調査員の募集を行う際の参考に資する観点から、調査実施後に地方公共団体から徴する報告等を通じ、効果的な統計調査員の募集方法等の事例を把握するよう努める。
- また、総務省政策統括官（統計基準担当）においても、情報共有の推進を図る観点から、必要に応じ、適宜の方法により、都道府県及び市区町村で講じられている効果的な募集方法等の事例を収集し、上記の各調査実施省が把握した事例と併せ、都道府県を通じて市区町村に対して提供するよう努める。

3 登録調査員の登録・管理

(1) 登録調査員の登録・抹消基準の設定

都道府県及び市区町村は、登録調査員の適正な維持・管理等を行う観点から、地域の実情等も踏まえつつ、統計調査員希望者を登録する基準（登録基準）、及び登録を抹消すべき基準（抹消基準）をあらかじめ設定し、当該基準に基づき、登録調査員の登録・抹消を適切に行うことが望ましい。

また、設定した登録基準・抹消基準については、必要に応じ、基準の設定から一定期間経過した場合など、見直しを適切に行うことが望ましい。

＜登録基準・抹消基準の設定の必要性・留意点等＞

- 統計調査員希望者を登録するに当たっては、統計調査員が調査の最前線において、いわば当該調査の顔として、報告者に直接接触することを踏まえ、量的な確保にとどまらず、統計調査員として一定の資質・適性を有するよう質的な側面の充足も求められる。
- 一部の都道府県及び市区町村では、その資質面の問題や高齢で健康面からも調査業務に従事することが困難であること等一定の基準に該当することを理由として、登録調査員を調査実施時に統計調査員として選任することを回避している事例もみられる。
しかしながら、登録調査員は、本来、統計調査員として選任することを前提に登録・管理しているものであることを踏まえれば、統計調査員として選任するに適さない者を登録することのないよう、十分に留意することが必要である。
- このため、前記Ⅱ－２で統計調査員の募集を行っている都道府県・市区町村においては、登録に際し、統計調査員としての一定の資質・適性を担保するよう、統計調査員登録を行う際の基準（登録基準）とともに、統計調査員として登録後に一定の要件に該当することとなった場合に登録を抹消すべき基準（抹消基準）をあらかじめ設定しておくことが重要と考えられる。
- なお、平成 22 年度末時点での各市区町村等における登録・抹消基準の設定状況を見ると（「平成 22 年度統計調査員確保対策事業の現況」（総務省政策統括官（統計基準担当）作成））、基準を設定しているところは全体の 19.0%となっている。

＜具体的な登録基準・抹消基準の設定＞

○ 上記のことから、都道府県及び市区町村においては、地域の実情等も踏まえつつ、以下の基準の設定例も参考に、あらかじめ登録基準・抹消基準を設定するよう、積極的に取り組むことが重要である。

また、設定した登録基準・抹消基準については、必要に応じ、基準設定から一定期間が経過した場合など、見直しを適切に行うことが望ましい。なお、当該基準については、社会通念上、適正なものであることが求められる。

登録基準の設定例

- ア 心身ともに健全である者
- イ 統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる者
- ウ 統計調査業務に従事し得る時間的余裕を有し、かつ、支障なく業務を完了することができる者（過去に統計調査員として支障なく業務を完了した経験のある者を含む。）
- エ 調査により知り得た秘密を守ることができると思えられる者
- オ 人格が円満であって、常識を有し、接遇上の問題がないと思われる者
- カ 統計調査員としての仕事の性質上、不適格と思われる職業等（注1）又は不適格と思われる経歴（注2）を有していない者
- キ 原則として、満20歳以上満○歳以下の者（注）

（注） 統計調査員の上限年齢を設定している都道府県及び市区町村の事例を見ると、60歳から80歳までの広い範囲でそれぞれに上限年齢が設定されているが、中には、地域の実情等によっては80歳以上でも可とするところもあるなど、対応は区々となっている。

なお、年齢要件については、所定の統計調査員数を確保する上で、ある程度、地域の実情等を考慮すべき側面があるほか、個人差の問題等もあり、一律には同一の上限設定を行うことは困難と考えられる。また、年齢による差別を助長しないように留意することが必要である。一方で、高齢になるほど、調査活動上における統計調査員の安全面でのリスクが高まる懸念についても十分に留意することが必要である。

（注1）不適格と思われる職業等

（ア）反社会的勢力（注）

（注） 「反社会的勢力」の定義については、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）における定義に準じ、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいうものとし、これを捉えるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

（イ）調査活動が犯罪捜査や徴税、身辺調査等の資料として利用されるとの誤解を招くおそれのある警察及び税務に関係する事務に従事する者や興信所等に勤務する者、新聞記者等報道関係者

（ウ）調査活動が選挙運動と誤解されるおそれのある選挙運動等に直接関わる者（被選挙者や選挙事務所の職員など）

（注） 上記（イ）及び（ウ）については、可能な限り登録を回避することが適当。

(注2) 不適格と思われる経歴

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

抹消基準の設定例

- ア 自ら登録の抹消を希望する者
- イ 転出等により調査活動に従事できない状況になった者
- ウ 一定期間（例えば、5年程度）調査に従事していない者（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）
- エ 所在が掴めないことなどにより、登録継続の意思確認ができない者
- オ 死亡した者、あるいは、心身の故障のため調査活動に支障があり又はこれに堪えない者
- カ 所定の業務を適切に履行せず、調査に支障を生じさせた者
- キ 統計調査員としてふさわしくない行為があった者
- ク 上記の〔登録基準の設定例〕のウに掲げる、不適格と思われる職業等又は不適格と思われる経歴を有するに至った者

<都道府県及び市区町村における取組状況についての情報収集・共有の推進>

- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、情報共有の推進を図り都道府県及び市区町村が基準設定を行う際の参考に資する観点から、必要に応じ、都道府県及び市区町村で設定している登録基準・抹消基準等の具体的事例を収集し、都道府県を通じて市区町村に対して提供するよう努める。

(2) 登録時における面接の実施

都道府県及び市区町村は、一定の資質・適性を有する統計調査員を確保する観点から、原則、統計調査員希望者に対する面接を実施し、その結果に基づいて統計調査業務に対する資質・適性を確認・判断した上で登録することが望ましい。

<面接の実施目的・意義等>

- 統計調査の基本的かつ重要な実査業務を担う統計調査員については、面接技法等に習熟しているとともに、事務処理を的確にこなせる一定の資質・適性を有することが求められることから、その確認・判断を行うため、登録調査員として登録する時あるいは調査実施時に統計調査員として選任する時のいずれかの時点において、面接を実施することが必要と考えられる。
- 平成22年度末時点での各都道府県及び市区町村における登録希望者に対する面接の実施状況を見ると、面接を実施しているところは31.0%（「平成22年度統計調査員確保対策事業の現況」（総務省政策統括官（統計基準担当）作成））となっている。
- 面接を実施していない都道府県及び市区町村では、面接は行わずに登録した上で、各調査の実施時に統計調査員として選任する際に面接を実施しているケースもあると考

えられるが、①登録に当たっては、量的な確保のみならず、統計調査員としての一定の資質・適性を有していることを確認することが重要であること、②登録調査員は統計調査員としての選任を前提に登録・管理しているものであることを踏まえれば、統計調査員として選任することに適さない者を登録することは適当ではない。このため、登録前の段階で、前記Ⅱ－３－（１）の登録基準を基に面接を実施し、報告者との適切な応答や調査事務を適切に処理できるなど、統計調査員としての資質・適性を的確に確認・判断した上で登録を行うべきものと考えられる。なお、登録時に面接を実施していない場合は、調査実施時に統計調査員として選任する際に面接を実施することが必要である。

なお、大規模周期調査等の統計調査員については、登録調査員の中から選任される者のみならず、調査実施段階で募集・確保して統計調査員として選任される者もみられるが、後者については、その募集・確保の段階で、前記Ⅱ－３－（１）の登録基準を踏まえ、面接を適切に実施すべきと考えられる。

<面接時における評価の実施方法等>

- 統計調査員希望者に対して面接を実施するに当たっては、例えば、下表のような評価項目を設定し、各評価項目ごとに評価（例えば、A、B、Cなどの段階別評価）を行い、その結果に基づいて統計調査員としての資質・適性を総合的に判断した上で登録することが考えられる。

なお、過去に統計調査業務（民間調査を含む。）に従事した経験のある者については、下表の評価項目のほか、統計調査従事回数、従事した調査内容のほか、トラブルの発生の有無等も評価の要素となる。

（面接時における評価項目の例）

| 評価項目 | 評価結果 | 左記評価に当たっての判断基準 |
|-------------|-------|-----------------------------|
| 応接態度 | A B C | ・相手に対し不快感を与えるような態度はみられないか。 |
| | A B C | ・言葉づかいは適切か。 |
| | A B C | ・場の雰囲気や相手の意図を考えた対応をしているか。 |
| コミュニケーション力 | A B C | ・質問等の趣旨を理解した上で適切に質疑応答しているか。 |
| 統計調査業務への関心度 | A B C | ・統計調査業務に関心があるようにみえるか。 |
| | A B C | ・熱意をもって統計調査業務に従事するようにみえるか。 |
| 性格及び適性 | A B C | ・積極性が感じられるか。 |
| | A B C | ・真面目さが感じられるか。 |
| | A B C | ・明朗さが感じられるか。 |
| | A B C | ・几帳面さが感じられるか。 |
| | A B C | ・責任感が感じられるか。 |
| | A B C | ・協調性が感じられるか。 |

| 評価項目 | 評価結果 | 左記評価に当たっての判断基準 |
|-------------|-------|--|
| 調査活動への従事可能性 | A B C | ・調査活動に従事するに当たり、時間的な制約や担当予定調査区との距離などの面での支障はないか。 |
| 総合評価 | A B C | |

- (注) 1 評価結果欄において、Aは「模範的」、Bは「普通」、Cは「努力が必要」をそれぞれ示す。
2 各評価項目ごとに、A、B、Cの中から、該当する評価結果を○で囲む。
なお、総合評価を行うに当たっては、個別の評価項目に対する評価結果のうち、最も多い評価結果をその評価とする。その際、例えば、評価結果がAとCで同数又はそれに近い場合は、その中間のB評価とすること等も考えられる。
3 他の統計調査員希望者と比較した相対的な評価ではなく、当該統計調査員希望者個人の資質・適性について、可能な限り、客観的に評価を行うことが望ましい。

<都道府県及び市区町村における取組状況についての情報収集・共有の推進>

- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、情報共有の推進を図り市区町村等が面接を実施する際の参考に資する観点から、必要に応じ、都道府県及び市区町村で実施している効果的な面接の実施方法（面接時の評価項目の設定、評価方法など）の事例を収集し、都道府県を通じて市区町村に対して提供するよう努める。

(3) 登録調査員の管理

都道府県及び市区町村は、登録調査員の有効かつ適切な活用を図る観点から、希望する調査担当地域・統計調査、統計調査従事歴といった各登録調査員に係る基本的な情報を収集・保管し、調査実施時における統計調査員の選任や、統計調査に従事することが困難となっている登録調査員の把握等、その適切な管理に努めることが望ましい。

なお、登録調査員については、定期的に、登録継続の意思及び現状について確認を行い、その結果を踏まえ、登録調査員情報を更新することが望ましい。

<登録調査員情報の管理の意義等>

- 都道府県及び市区町村においては、紙台帳や独自に作成した電子データシステム等の電子媒体により、登録調査員の氏名、住所、希望する調査担当地域・統計調査、統計調査従事歴、研修受講実績、表彰等の受賞実績等に係る情報を管理しており、それらの情報は調査実施時における統計調査員の選任時の参考資料となるほか、叙勲・褒章の功績調書作成等にも使用されている。
- しかしながら、当該登録調査員の情報については、時間の経過とともに、登録時との状況に変化が生じることも想定されることから、調査実施時の統計調査員の選任に当たって、登録調査員の情報を有効かつ適切に活用できるようにするため、定期的に登録調査員に対し継続登録の意思や現状について確認を行い、当該情報の更新を行うことが重要である。

<登録調査員を適切に管理するための留意点等>

- 都道府県及び市区町村においては、特定の登録調査員のみが統計調査業務に従事する

状況もみられるが、登録調査員の統計調査に対する関心・モチベーションを維持し継続して登録してもらうとともに、登録調査員全体の資質向上を図る観点からも、長期にわたって統計調査業務に従事する機会がないといったことのないよう、可能な限り、多くの登録調査員に対して調査活動に従事する機会を公平に付与するように配慮することが重要と考えられる。

- このようなことから、都道府県及び市区町村は、例えば、以下のような点に留意し、自らの登録調査員の管理方法について自己点検を行い、登録調査員情報の内容を定期的に確認し適切に管理するよう努めることが望ましい。
 - ① 登録調査員全員がある程度コンスタントに統計調査に従事する機会を付与するよう工夫する。
 - ② 新規の登録調査員については、登録後なるべく早い時期に、統計調査に従事する機会を付与するとともに、従事後には下記Ⅱ－6の調査員活動に対する評価を実施する。
 - ③ 特定の統計調査にのみ従事している場合には、他の統計調査にも従事する余地がないか確認する。
 - ④ 登録調査員の定着状況が悪い場合、その原因を精査する。
 - ⑤ 健康上の理由等により統計調査への従事が困難となっていないか、もはや登録継続の意思のない者がいないか、あるいは、一定期間にわたって登録調査員本人と連絡が取れず登録継続の意思確認ができていない事例はないかなど、登録調査員に対し、定期的に確認を行い、その結果を基に、登録調査員情報の整理・更新を行う。
- また、その他、登録調査員の統計調査に対する関心・モチベーションの維持・向上等を図る観点からは、以下のような取組も有効と考えられる。
 - ① 統計調査員通信等の広報誌を通じ、年間の調査計画や調査内容、業務スケジュール等について周知する。
 - ② 都道府県、又は市区町村独自に統計調査員を表彰する制度を創設する。
- なお、総務省統計局では、都道府県及び市区町村における登録調査員情報の効率的かつ適切な管理、及び統計調査員の選任や叙勲・褒章等に際しての当該データの有効活用等に資する観点から、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府統計共同利用システムの一部として調査員管理システムを構築しており、総務省統計局は、都道府県及び市区町村における活用を推進し、必要に応じ、当該システムの改良を図る。

<登録調査員のキャリアアップ等>

- 登録調査員を各調査の統計調査員として選任するに当たっては、本人の能力や経験年数等に応じて経常調査や周期調査に従事させることが適当であるが、一般的に、統計調査員として最初に選任する場合には、比較的馴染み易い調査から従事させ、徐々に難しいと考えられる調査に従事していくよう配慮することによって、段階的かつ効果的に登録調査員としてのキャリアアップを図ることも有効と考えられる。

<都道府県及び市区町村における取組状況についての情報収集・共有の推進>

- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、情報共有の推進を図り都道府県及び市区町村が登録調査員の管理を行う際の参考に資する観点から、必要に応じ、都道府県及び市区町村で行われている登録調査員の効果的な管理方法等の事例を収集し、都道府県を通じて市区町村に対して提供するよう努める。

4 登録調査員等に対する研修等

（1）登録調査員に対する基礎的知識の付与等

都道府県及び市区町村は、登録調査員に対し、統計調査に関する基礎的・一般的な知識や実査における実践的な面接技法等に関する知識を付与するため、総務省政策統括官（統計基準担当）等が作成している「統計調査員のしおり」や「統計調査員のための応答事例集」等の資料を効果的に活用し、研修時等において、その概要の説明等を行うことが望ましい。

また、都道府県及び市区町村は、登録調査員に統計調査に対する関心や興味を継続して持ってもらうため、地域に関する身近な統計データ等や統計調査員の活動状況等に関する情報を登録調査員に定期的に提供するように努めることが望ましい。

＜基礎研修等における配布資料の活用等＞

- 都道府県及び市区町村は、新規の登録調査員を始め、登録して間もない登録調査員を対象とする基礎研修等において、統計調査に関する基礎的・一般的な知識や実査の現場における具体的な対応方法など実践的な面接技法等に関する知識の付与に資するため、総務省政策統括官（統計基準担当）が作成している「統計調査員のための応答事例集」や、（財）統計情報研究開発センターが発行する「統計調査員のしおり」等の資料を配布するにとどめず、研修時等において、その内容についてポイントを絞って説明を行うなど、効果的な活用について工夫するよう努めることが望ましい。

また、登録調査員に対し、統計調査に対する関心や興味を継続して持ってもらうため、地域に関する身近な統計データや行政施策への活用例のほか、統計調査員の活動状況、調査実施予定等に関する情報を登録調査員に定期的に提供することも望ましいと考えられる。

(2) 登録調査員等を対象とする研修内容・方法の充実

都道府県及び市区町村は、自ら実施する登録調査員を対象とした集合研修において、受講者に対するアンケートを実施しその結果も踏まえつつ、受講者が主体的にかつ意欲的に参加するよう、研修内容・研修方法を工夫することが望ましい。

また、都道府県及び市区町村は、他の統計調査員への指導的役割を果たす中核的な統計調査員の育成等に資する観点から、総務省政策統括官（統計基準担当）が主催する研修を受講した中堅・ベテランの登録調査員を研修講師として活用し、その研修成果を他の登録調査員にフィードバックすること等も有効と考えられる。

<登録調査員に対する研修体系>

- 総務省政策統括官（統計基準担当）では、国が実施する統計調査における統計調査員の確保難の現状にかんがみ、昭和 47 年度から実施している確保対策事業の一環として、登録調査員に対する研修を実施している。
- 当該研修については、対象とする登録調査員の能力、担当する統計調査の性質、地域の特性等の差異を考慮すると、一概に研修内容の画一化を図ることが望ましいとは言えないものの、一方で予算の制約もあることから、多くの登録調査員が参加できる研修が少ない、本来は重点を置くべき事項の一つである面接技法等に関する研修が必ずしも十分に行われていないといった指摘がみられたところである。
- このため、総務省政策統括官（統計基準担当）は、平成 15 年度に、確保対策事業における研修体系の見直しを行い、より多くの登録調査員が研修に参加できるよう、従前、中央（東京）において一括で実施していた「登録調査員実務研修」を「地域ブロック別登録調査員研修」として各ブロックごとに実施するとともに、面接技法等の習熟に重点を置いたカリキュラムとするなど研修内容の充実を図った。
さらに、平成 22 年度からは、事業の対象を全都道府県の全市区町村に拡大するとともに（平成 21 年度までは全都道府県の人口 5 万人以上の市町を対象）、従来実施していた「中央研修」、「地域ブロック別登録調査員研修」に加え、「都道府県別登録調査員研修」を新たに開始したところであるが、23 年度からは、「都道府県別登録調査員研修」の内容の充実を図ることにより、「中央研修」及び「都道府県別登録調査員研修」に集約して実施している。
- 現在、総務省政策統括官（統計基準担当）及び都道府県及び市区町村では、表 2 のような研修体系により、広く登録調査員の資質の向上を図り、中堅の統計調査員及び指導的役割を果たすことができる中核的な統計調査員の育成に向けた研修を行っている。

表2 登録調査員に対する集合研修の体系

| 登録年数 | 研 修 等 | |
|----------------|--|--|
| 1 | 登録 | |
| 2 | 基礎研修（都道府県又は市区町村が実施）⇨ | 新規登録者に対し、統計調査員業務の基礎的な知識等を付与 |
| 5 | 定期研修（都道府県又は市区町村が実施）⇨ | 基礎研修修了者に対し、より広い知識等を付与 |
| 5 | 都道府県別登録調査員研修 （総務省政策統括官（統計基準担当）が実施）⇨ | 登録調査員としての経験年数がおおむね5年未満の者に対し、実践的知識等の付与 |
| 10 11 12 | 中央研修 （総務省政策統括官（統計基準担当）が実施）⇨ | 他の統計調査員に対する指導的役割を果たす中核的な統計調査員（統計調査員経験10年以上で、過去3年間に調査従事経験あり）の育成 |
| 13 | | |

- また、総務省政策統括官（統計基準担当）、都道府県及び市区町村が実施する各集合研修の実施者・受講対象者、研修の概要については、表3及び表4のとおりとなっている。

表3 各集合研修の実施者及び受講対象者等

| 研修名 | 実施者 | 対象者 | 研修目的 |
|--------------|------------|--|--|
| 基礎研修 | 都道府県又は市区町村 | 新たに登録カード等に登録された者（新規登録者） | 統計調査員の業務一般に共通する基礎的な知識、技能の付与 |
| 定期研修 | 都道府県又は市区町村 | 基礎研修を終了した者 | 統計調査員としての業務を円滑に遂行するために必要な統計一般についてのより広い知識、技能の付与 |
| 都道府県別登録調査員研修 | 総務省政策統括官 | 登録調査員としての経験年数がおおむね5年未満の者 | 統計調査に係る基礎的・実践的知識等の付与 |
| 中央研修 | 総務省政策統括官 | 統計調査員の経験年数が10年以上で、過去3年間の毎年度、何らかの国の統計調査に統計調査員として従事した経験を有する者 | 課題研究等を通じた資質の向上及び都道府県を越えた相互交流の推進（他の統計調査員を指導できる中核的な統計調査員の育成） |

表4 各集合研修の概要（研修時間・研修内容等）

| 研修名 | 研修時間（期間）及び研修内容等 |
|------|--|
| 基礎研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修時間：おおむね3時間を標準 ・研修内容：主として講義形式により実施 （講義の例） <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の種類と仕組みについて ・統計調査員の役割について ・統計関係法規について ・その他統計調査の業務一般についての基礎的知識・技能に関する事項について |
| 定期研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修時間：おおむね4時間を標準 ・研修内容：講義、講演、体験発表、実習等の方法を適宜併用して実施 （講義の例） <ul style="list-style-type: none"> ・面接技法について ・統計調査における話し方について ・統計の利用事例について ・その他各地域の実情に応じ必要な事項について |

| 研修名 | 研修時間（期間）及び研修内容等 |
|---------------------------------|---|
| 都道府県別登録調査員研修 ※各都道府県で2回実施 | ・研修時間：おおむね3時間 ・研修内容 【講義】統計調査について 接遇・話し方について ベテラン調査員による体験発表 【班別意見交換等】 |
| 中央研修 | ・研修期間：おおむね1.5日 ・研修内容 【講義】①国勢調査について－結果の公表と利用－ ②家計簿からみた暮らしぶり～家計調査の結果より～ ③工業統計調査の概要 ④平成24年経済センサス-活動調査の実施について （計 2時間10分） 【課題研究（班別討議）・意見交換等】 ①班別討議（2時間） 「調査をスムーズに行うアイデアはあるか」（班別に分かれて実施） ②討議結果の取りまとめ（40分） ③討議結果の発表（1時間10分） 【その他】 施設見学（統計資料館）（20分） |

- (注) 1 中央研修については平成23年度の実績による。
 2 () 書きの時間は、おおむねの所要時間を示している。

<都道府県及び市区町村が実施する集合研修の内容・方法の充実に向けた取組等>

○ 都道府県及び市区町村は、登録調査員に対する集合研修（基礎研修及び定期研修。前記の表3及び表4参照。）において、当該研修の目的・意義等を十分に踏まえつつ、研修対象となる登録調査員に対して積極的な参加を促すとともに、受講者が主体的かつ意欲的に研修に参加するよう、例えば、以下の例を始め、研修内容・研修方法を工夫することが望ましい。この場合、研修内容等の検討に当たっては、研修受講者に対するアンケートを実施する等により、受講者のニーズを反映することが望ましい。

なお、登録調査員のうち研修に積極的に参加している者については、次回の調査実施時において統計調査員に優先的に選任するなどの措置を講ずることが考えられる。

(研修内容・研修方法の例)

- ① 講義中心の座学にとどまらず、接遇、話し方等に関する実践的なカリキュラムの設定など、参加型・体験型の研修の実施
- ② ベテラン調査員の意見等を取りまとめ、統計調査の実施に当たっての実務マニュアルを作成し、独自の研修教材等として活用
- ③ 登録調査員の円滑かつ的確な事務処理に資するため、ベテラン調査員から、調査

票の配布・取集のほか、調査区地図や抽出単位名簿等の作成、調査票の内容検査といった統計調査員業務全般に当たって工夫している点等についての体験談を発表

- ④ ベテラン調査員と登録調査員との意見交換の実施
 - ⑤ 登録調査員同士による意見交換の実施
 - ⑥ 登録調査員と地方公共団体職員との意見交換の実施
 - ⑦ 研修参加者の見聞を広めるため、公共施設等の視察等の実施
- また、登録調査員の育成のみならず、他の統計調査員に対する指導的な役割を担い得る中核的な統計調査員の育成に資する観点から、総務省政策統括官（統計基準担当）が主催する中央研修を受講した中堅・ベテランの登録調査員を研修講師として積極的に登用し、自らが受講した研修成果を他の登録調査員にもフィードバックすることも有効と考えられる。

＜総務省政策統括官（統計基準担当）と地方公共団体との情報交換等を通じた連携＞

- 総務省政策統括官（統計基準担当）、都道府県及び市区町村では、それぞれ独自の研修カリキュラムを企画し研修を実施しているが、研修効果のより一層の向上を図るためには、相互に情報交換を行うなど連携を図っていくことが重要と考えられることから、総務省政策統括官（統計基準担当）では、かねてより、以下の①及び②のような取組を実施しているところである。
- ① 地方公共団体の職員にも総務省政策統括官（統計基準担当）が実施する研修へ参加を求めることにより、地方公共団体が登録調査員を対象とした研修の企画等を行うに当たっての参考に資している。
 - ② 総務省政策統括官（統計基準担当）が、毎年度取りまとめ、各都道府県及び市区町村に配布している「統計調査員確保対策事業の現況」の中で、同室が実施する中央研修の実施概要を掲載することにより、都道府県及び市区町村における研修の企画等の参考に資している。
- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記の取組に加え、情報共有の推進を図り都道府県及び市区町村における登録調査員を対象とした研修内容等の充実を図る際の参考に資するため、必要に応じ、都道府県及び市区町村で実施され効果を上げている研修内容・研修方法等の事例を収集し、都道府県を通じて市区町村に対して提供するよう努めるものとする。

＜調査実施省が実施する研修との連携＞

- 総務省政策統括官（統計基準担当）、都道府県及び市区町村が実施する研修以外にも、各調査実施省が、所管する統計調査の統計調査員を対象とした独自の研修を実施している例が見られるが、これらの研修が相互に効果的に実施されれば、統計調査員の質の確保・向上により一層資することとなる。

このため、総務省政策統括官（統計基準担当）、調査実施省、都道府県及び市区町村が相互に連携し、その研修の実施状況（研修内容・研修方法等）について情報共有を図ることが重要である。

＜地域の統計協議会等における活動＞

- 地域によっては、登録調査員相互の親睦や情報交換等による質の向上を図ることを目的として、任意の地域的な組織として地区ごとに統計協議会等が設置されており、これら組織が独自に自主的な研修等を実施し、効果を上げている事例もみられる。
- また、地域の統計協議会等の中には、自主的な研修等のほか、統計調査員の推薦や統計調査に関する広報、事務打合せ等の準備業務への協力を行っているところもあり、地方公共団体においては、このような統計協議会等に対し、必要に応じて、これまで蓄積してきたノウハウ等を提供するなど支援に努めることが望ましい。

5 統計調査員活動に関する評価の実施

都道府県及び市区町村は、統計調査員の質的な水準を維持・確保するため、可能な限り、各統計調査の実施後、当該統計調査業務に従事した統計調査員の活動状況について評価を行うよう努め、その評価結果を今後の登録調査員に対する研修や指導等に反映させることが有効と考えられる。

＜評価の実施目的等＞

- 統計調査員の資質（取組意欲や責任感、真面目さ、几帳面さ等）や事務処理能力（業務内容に対する理解力、提出期限の遵守状況等）の差異は、報告者の調査への協力度合い、さらには、調査結果の正確性等に大きく影響するものと考えられる。
- このように統計調査員の質的な水準を確保するためには、都道府県及び市区町村において、可能な範囲で、統計調査業務に従事した統計調査員の活動状況について評価を行い、その評価結果を今後の登録調査員に対する研修や指導等に反映させることが有効である。
- 平成 22 年度末時点での都道府県及び市区町村における統計調査員の活動状況に対する評価の実施状況を見ると、実施しているところは全体の 9.7%（「平成 22 年度統計調査員確保対策事業の現況」（総務省政策統括官（統計基準担当）作成））となっている。
- なお、各統計調査員にも自身の活動状況について自己点検・評価を促すことにより、自身の活動を省み、次回の調査活動に従事するに当たっての参考に資するなど、統計調査員の自己啓発にも繋がる効果が期待できると考えられる。

＜評価の実施方法＞

- 統計調査員の活動状況に関する評価の実施方法としては、統計調査員としての任命期間終了後、都道府県及び市区町村において統計調査員の活動状況について客観的かつ総合的な評価を行う方法が考えられる。

その評価の実施に当たっては、例えば、以下のような評価項目を設定し、各評価項目ごとに評価（例えば、A、B、Cなどの段階別評価）を行うことが考えられる。

(市区町村等における評価項目の例)

| 評価項目 | 評価結果 | 左記評価に当たっての判断基準 |
|---------------|-------|---------------------------------|
| 全体的な仕事のでき具合関係 | A B C | ・計画的に処理できたか。 |
| | A B C | ・指示通りに処理できたか。 |
| | A B C | ・報告は適時・適切に行われたか。 |
| | A B C | ・仕事内容にミスはなかったか。 |
| | A B C | ・仕事のでき上がりは良かったか。 |
| 事務処理の迅速さ関係 | A B C | ・手際よく仕事できたか。 |
| | A B C | ・提出期限に遅れはなかったか。 |
| 仕事に対する態度関係 | A B C | ・常に真面目に仕事をしていたか。 |
| | A B C | ・途中で仕事を投げ出すことなく、責任を持って仕事を全うしたか。 |
| | A B C | ・報告者への対応に問題はなかったか。 |
| 総合評価 | A B C | |

- (注) 1 評価結果欄において、Aは「模範的」、Bは「普通」、Cは「改善が必要」をそれぞれ示す。
 2 各評価項目ごとに、A、B、Cの中から、該当する評価結果を○で囲む。
 なお、総合評価を行うに当たっては、個別の評価項目に対する評価結果のうち、最も多い評価結果をその評価とする。その際、例えば、評価結果がAとCで同数又はそれに近い場合は、その中間のB評価とすること等も考えられる。
 3 他の統計調査員と比較した相対的な評価ではなく、当該統計調査員本人の活動状況等について、可能な限り、客観的に評価することが望ましい。

なお、各統計調査員に対し、以下のような評価項目を設定した自己点検・評価シートをあらかじめ配布し、自らの活動状況について自己点検・評価することを促すことも考えられる。

(統計調査員による自己評価項目の例)

| 評価項目 | 評価結果 | 左記評価に当たっての判断基準 |
|-------------|-------|---|
| 調査員事務打合せ会関係 | A B C | ・説明内容を十分に理解できましたか。 |
| | A B C | ・理解不十分な点については、職員や他の統計調査員へ確認を行うなどし、調査業務に支障のないようにしましたか。 |
| 調査関係書類の作成関係 | A B C | ・調査区地図や抽出単位名簿等関係書類について、適切に作成できましたか。 |
| | A B C | ・提出期限までに作成できましたか。 |
| 調査票の配布関係 | A B C | ・あらかじめ担当調査区の交通事情等を調べるなど、事前準備は十分でしたか。 |
| | A B C | ・訪問計画を立てるなどし、計画的かつ効率的に調査票を配布できましたか。 |
| | A B C | ・訪問時には遺漏なく調査関係書類を配布するとともに、説明内容も適切に行えましたか。 |

| 評価項目 | 評価結果 | 左記評価に当たっての判断基準 |
|--------------|-------|--|
| | A B C | ・報告者からの質問等に対して適切に対応できましたか。 |
| 調査票の収集関係 | A B C | ・訪問計画を立てるなどし、計画的かつ効率的に調査票を収集できましたか。 |
| | A B C | ・収集日時を約束した場合、その約束を順守しましたか。 |
| | A B C | ・報告者からの質問等に対して適切に対応できましたか。 |
| | A B C | ・調査票の収集時に記載内容等について確認を行い、疑義等がある場合はその場で照会・確認を行いましたか。 |
| 調査票の点検関係 | A B C | ・調査票の記載内容の審査は迅速かつ適切に行えましたか。 |
| 調査関係書類の提出関係 | A B C | ・提出期限までに遺漏かつ遅延なく調査関係書類を提出できましたか。 |
| 調査非協力者への対応関係 | A B C | ・調査に非協力的な報告者に対する説得の仕方や態度等は適切でしたか。 |
| | A B C | ・トラブル等が発生しないよう、対応に十分に留意しましたか。 |
| 総合評価 | A B C | |

(注) 1 評価結果欄において、Aは「適切」、Bは「普通」、Cは「改善が必要」をそれぞれ示す。

2 各評価項目ごとに、A、B、Cの中から、該当する評価結果を○で囲む。

なお、総合評価を行うに当たっては、個別の評価項目に対する評価結果のうち、最も多い評価結果をその評価とする。その際、例えば、評価結果がAとCで同数又はそれに近い場合は、その中間のB評価とすること等も考えられる。

<評価結果の反映等>

- 評価結果については、例えば、都道府県及び市区町村による評価の結果、A評価とした統計調査員については、次回の調査実施時における優先的な選任や表彰など適切な措置を講ずる一方、C評価とした統計調査員については資質の向上に向けて重点的な指導・支援等を行うほか、場合によっては、登録抹消の措置を講ずることなども検討する必要がある。また、都道府県及び市区町村は、各統計調査員の評価結果について集計・分析を行い、多くの統計調査員にみられる共通的な問題等については、今後の登録調査員に対する研修等に適切に反映させることなども必要である。
- さらに、都道府県及び市区町村は、個別の統計調査員に対する苦情等を把握している場合には、苦情等の発生原因等を分析し、適切な処理がなされているか確認するとともに、その処理結果や今後の再発防止策に係る検討結果を踏まえ、登録調査員に対する研修等を通じて改善に活かすことが重要である。
- なお、評価の実施については、都道府県及び市区町村の業務量等も勘案しつつ、試行

的实施を含め、比較的小規模の統計調査から実施するなど、段階的かつ計画的に導入していくことも必要である。

＜都道府県及び市区町村における取組状況についての情報収集・共有の推進＞

- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、情報共有の推進を図り都道府県及び市区町村が統計調査員の活動状況について評価を行う際の参考に資する観点から、必要に応じ、評価を実施している都道府県及び市区町村における効果的な評価方法（具体的な評価項目や評価方法など）等の事例を収集し、都道府県を通じて市区町村に提供するよう努める。

6 市区町村に対する統計調査員の計画的な確保に資する情報提供

都道府県は、市区町村における統計調査員の計画的な確保に資する観点から、国から提供を受けた市区町村経由で実施する統計調査（調査員調査）に係る情報を管内市区町村に提供する。

＜市区町村に対する実施予定調査に係る情報提供の意義等＞

- 市区町村経由により調査員調査方式で実施される大規模な周期調査の実施に当たっては、各市区町村において、調査実施までの限られた期間内に多数の統計調査員を確保することが必要となる場合もあるため、その準備を計画的かつ効率的に行うことが可能となるよう、各省が当該年度中に市区町村経由で実施を予定する統計調査（調査員調査）に係る情報を、各市区町村に対して早期に情報提供することが重要である。

＜市区町村に事前提供する情報の内容＞

- 各都道府県は、各省の協力の下、総務省政策統括官（統計基準担当）で取りまとめ、各都道府県に提供している下記ア及びイの資料について、適宜、必要と思われる情報を付加するなどした上で、管内市区町村に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
 - ア 次年度歳出予算の概算要求時点及び政府予算案の閣議決定時点において、総務省政策統括官（統計基準担当）が調査実施省に確認した情報を基に資料を作成し、都道府県に提供している、次年度に地方統計機構を経由して実施される統計調査に係る情報（統計調査名及び調査実施時期、予算額等）
 - イ 年度当初に、総務省政策統括官（統計基準担当）が調査実施省から提供された資料を基に取りまとめている、当該年度に地方統計機構を経由して実施される統計調査に係る業務スケジュール
- また、調査実施省は、上記の情報のほか、各調査において確保が必要となる統計調査員数等の情報を、可能な限り早期に、各都道府県を通じ、関係市区町村に対して情報提供する必要がある。

7 その他

都道府県及び市区町村は、統計調査員の安全確保を図るため、調査の特性や地域の実情を踏まえつつ、これまで講じてきた取組や蓄積してきたノウハウ等も十分に活用するとともに、更に工夫を凝らした取組を行うことが望ましい。

<その他統計調査員確保のための方策の実施の意義>

- 統計調査員の安全対策を適切に講じることは、統計調査員の安定的な確保にも寄与することとなる。

<統計調査員の安全確保に係る取組>

- 統計調査員の安全対策については、これまでも安全対策マニュアルや安全対策用品（防犯ブザーや懐中電灯等）の配布、調査員事務説明会等における安全指導、複数の統計調査員による調査や統計調査指導員による同行支援など統計調査員に対する人的支援の実施等の取組が講じられているところである。
- 都道府県及び市区町村においては、統計調査員の安全確保を図るため、調査の特性や地域の実情を踏まえつつ、これまで講じてきた取組や蓄積してきたノウハウ等も十分に活用するとともに、以下に例示するような取組を始め、更なる効果的な方策について工夫を凝らすことが重要である。

また、これに関連し、調査実施省においては、都道府県及び市区町村の取組を支援するよう努めるものとする。

（安全対策等の具体例）

- ア 調査員事務説明会等において、安全対策マニュアル等の資料を効果的に活用した、安全指導の徹底
 - イ 調査員研修時における地元警察など防犯担当者による防犯に関する情報や知識の供与
 - ウ 警察署やその他関係団体等に対する統計調査の周知及び協力要請の実施
 - エ 緊急時における連絡体制の整備の徹底
- また、都道府県及び市区町村は、調査対象区域が広範囲にわたる場合など、統計調査員が自家用車を使用せざるを得ないケースもあることから、統計調査員に対し、調査員事務説明会等において、自家用車を使用せざるを得ない場合にあっては、第三者に対する加害事故を起こした際には、統計調査員が自らの責任で事故処理に対応することを前提に任意保険に加入するとともに、安全運転・安全点検を励行するよう、十分な周知徹底を図る必要がある。

なお、調査活動上の使用が一般的になっていると考えられる自転車についても、第三者に対する加害事故を引き起こす場合が想定されることから、都道府県及び市区町村は、統計調査員に対し、自転車の使用に当たっても、自らの責任で使用するものとし、安全運転・安全点検を励行するよう、十分な周知徹底を図ることが必要である。